# (2)「教育・保育提供区域」の設定について

# 1.「教育・保育提供区域」とは

### ●第1期計画 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」 を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、 同事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を設定するとともに、地域型保 育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

第1期計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた共通 の区域として設定しました。



## 「鹿屋市全域」と設定

#### ●理由

「鹿屋市保育所定数等に関する基本方針」では、市全域を区域として設定してお り整合性をとる必要があるため。

# 2. 区域設定の基本的な理由・考え方及び区域設定(案)

【教育・保育】

# 事業等名 考え方 教育・保育 ●第1期計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 幼稚園 を通じた共通の区域として「鹿屋市全域」を区域として設定し • 保育所 ている。 認定こども園 ●教育・保育施設については、自宅に近いということだけではな • 地域型保育事業 く、各施設の教育方針や運営方針などで選択する保護者も多い ことから、区域に関わらず様々な地域から子どもが通園してい る。このため、区域を分けることは、現在の利用実態と異なる こととなる。 ●教育・保育施設については、自宅に近いということのほかに保 護者の通勤経路から選択することが考えられ、区域を設定して も自宅と利用施設の区域が一致しないケースも考えられる。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

事業等名	考え方
①利用者支援事業	●鹿屋市保健相談センター内に助産師又は保健師等の
	専属の支援員を配置した「子育て世代包括支援センタ
	一」を設置し、母子保健に関する総合的相談支援を実
	施している。 <u>市全域での利用を想定</u> している。
②地域子育て支援拠点事業	●「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」は、
	必ずしも地域を区切った形での利用はされておらず、
	市全域で広域的な利用実態がある。
③妊婦健診	●区域の指定ではなく市全域の医療機関が対象である
	ため、細かな区域の設定はなじまない。
④乳児家庭全戸訪問事業	●訪問対象者の把握や支援は、行政区単位で実施してお
	り、細かな区域の設定はなじまない。
⑤養育支援訪問事業	●対象者の把握や支援は、行政区単位で実施しており、
	細かな区域の設定はなじまない。
⑥子育て短期支援事業	●児童養護施設等の限られた施設で対応することから、
	市全域での利用を想定している。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	●一部の区域に分けずに、市全域でのサポートや利用を
	想定している。
⑧一時預かり事業	●保育所等と併せて考える必要がある。
⑨延長保育事業	●保育所等と併せて考える必要がある。
⑩病児保育事業	●市全域での利用を想定しているが、現在の利用実態や
	交通などの利便性など考える必要がある。
⑪放課後児童クラブ	●保育所等と併せて考える必要がある。

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体の参入促進事業」については、 「基本指針」において、区域を設定すべき事業とされていない。

### ●第2期計画 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の区域設定(案)

第1期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に考えた場合に、地域子ども・子育て支援事業は、細やかな区域設定がなじまなく、市内全域を対象とする事業が多いこと、保育所等の入所希望も実家や勤務先の近くの施設に預ける傾向があることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するために、提供区域を全市1地区として設定する必要がある。



「鹿屋市全域」と設定